

SUGAR FIT BOXING GYM 会員規約

本規約は、SUGAR FIT BOXING GYM(以下「当ジム」といいます)の会員に適用される規則であり、会員の権利義務その他重要事項について定めるものです(以下「本規約」といいます)。

第1章 会員・入会

第1条(会員の定義)

1. 会員とは、当ジム所定の手続に従い入会を申し込み、当ジムがこれを承認した個人をいいます。

第2条(入会申込)

1. 入会希望者は、本規約および当ジムが別途定める各種規則(以下「その他規則」)に同意のうえ、所定の手続により入会を申し込むものとします。
2. 入会手続完了後は、本規約およびその他規則に同意したものとみなします。

第3条(入会審査)

1. 当ジムは、必要な審査・手続を経て入会を承認します。
2. 審査の結果、不承認となった場合、その理由は開示せず、当ジムは一切の責任を負いません。
3. 入会申込と同時に入会金が発生する場合、不承認時の取扱いは双方で協議のうえ誠実に対応するものとします。

第4条(入会をお断りする場合)

以下に該当する方は、入会できません。

1. 心臓・頭部・神経等に疾患のある方(医師の許可を得た軽微な疾患を除く)
持病を有する方は入会前に必ず申し出てください。
必要に応じて診断書等の提出を求めることがあります。
2. 未成年者の場合、法定代理人の承諾書(当ジム所定様式)の提出が必要です。
3. 暴力団関係者、または他の会員の利用を妨げる恐れがあると当ジムが判断した方。

第2章 入会金・月謝等の支払い

第5条(支払方法)

1. 入会金・月謝の支払いは、hacomonoの決済システム(GMOイプシロン社)を利用します。
2. 入会時には、GMOイプシロン社の利用規約に同意していただきます。

第6条(初回費用)

1. 初回費用は、入会金、事務手数料、日割り月謝、翌月分月謝の合計です。

第7条(月謝の決済)

1. 月謝は、毎月20日に翌月分が決済されます(実際の引き落とし日は支払方法により異なります)。

第8条(退会)

1. 退会する場合は、前々月の最終営業日までに当ジム所定の退会届に署名し提出してください。
例:3月に退会の場合→1月末営業日までに提出
2. 電話・メール・口頭のみでの退会は無効です。
3. 手続がされない場合、翌月分の月謝が請求されます。

第9条(休会)

1. 休会を希望する場合も、対象月の前々月の最終営業日までに、休会届を提出してください。
2. 休会中はシステム維持費1,100円(税込)が発生します。

第3章 利用ルール

第10条(自己責任)

1. 会員は自己の責任と健康管理のもと、当ジムを利用するものとします。

第11条(指導・禁止行為)

1. 指導員の指示に従うこと。
2. スパーリング・マスボクシングは、事前にジムの承認を得て行うこと。
3. 当ジム内で営利目的の指導行為は禁止です。
4. 当ジムおよび周辺区域はすべて禁煙です。
5. 飲酒状態での利用、酒類の持込は禁止です。
6. 私物・練習用具は自己管理とし、毎回持ち帰ってください。

第4章 当ジムの責任

第12条(免責事項)

1. 会員の施設利用中およびそれに関連する事件・事故(盗難、喧嘩、ケガ等)について、当ジムは一切の責任を負いません。
2. 会員は、これに起因する損害等を当ジムに請求しないものとします。

第13条(損害賠償)

1. 会員が施設・備品を破損・紛失させた場合、実費および休業損害等を賠償するものとします。
2. 会員の行為によって当ジムが損害を被った場合も同様とします。

第5章 利用停止・除名・閉鎖

第14条(利用停止・除名)

以下のいずれかに該当する場合、当ジムは会員に対し一時利用停止または除名の処分を行うことができます。

1. 備品等の故意または重大な過失による破損・紛失
2. 本規約等に違反した場合
3. 当ジムまたは関係者の名誉を棄損、秩序を乱した場合
4. 品位を欠く行為があったと判断される場合
5. 疾患の発覚(軽微で医師の許可がある場合を除く)
6. 暴力団構成員、または他会員の妨げになると判断された場合
7. 3ヶ月以上の会費未納(※未納分は除名後も支払義務が残ります)
8. 必要に応じて当ジム顧問弁護士(優里法律事務所)より連絡が行くことがあります。

第15条(施設閉鎖)

以下の事由により、当ジムは施設の一部または全部を一時閉鎖することができます。この場合、当ジムは補償責任を負いません。

1. 天災(台風、地震、水災、火災等)や事故
2. 改修・補修工事
3. 法改正、行政指導、社会的事情、感染症などによる営業困難

第6章 その他

第16条(権利の譲渡禁止)

1. 会員は、当ジムの書面による事前承諾なく、本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡・処分してはなりません。

第17条(情報の取り扱い)

1. 会員が当ジムの運営により知り得た情報は、当ジムの書面承諾なく開示・漏洩してはなりません。
2. 会員情報は、当ジムのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

第18条(規約の改定)

1. 本規約は、当ジムの判断により、予告なく改定されることがあります。会員はこれを予め承諾するものとします。
2. 改定された規約は、当ジム内に掲示された時点で効力を生じます。

第19条(準拠法・その他)

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約に定めのない事項については、当ジムがその都度定めるものとします。

【特記事項】

- ・ 当ジムは「スポーツ施設」のため、クーリングオフ制度は適用されません。
- ・ 退会は、当ジム指定の書面への署名をもって手続完了となります。

以上

SUGAR FIT BOXING GYM

会員規約制定日:2025年6月17日